

【全体的意見】

	意見	回答
	・国としてどのような活動をするのか、そのためには地域はどうしていったほうがいいのかをまず決めるべき。 ・環境省が主体となって調整を行い、地方公共団体の役割等についても明らかにすべき。	自然再生推進法は、地域固有の生態系の再生を目指す観点から、地域の自主性を尊重したボトムアップの考え方を採用しています。このため、国が基本方針を定めるほかは、地域の多様な主体の自主性に委ねる形となっています。
	・輸入による動植物の管理の必要性を入れるべき。	自然再生事業が、地域の生物多様性に悪影響を与えることがないよう、3(3)エにおいて、移入種の導入に係る例示を追加しました。
	・科学及び専門知識そのものが、自然再生のあり方に答えられるだけの十分な準備ができていない。現地で長年地域の自然と関わってきた人の知見を第1に考えるべき。 ・従来の公共事業との区別が曖昧。	ご意見の趣旨を踏まえ、1(2)ウにおいて地域の経験と実績に基づく知見の把握に努める旨修正しました。
	・公共事業による構造物の撤去は税金の適正な利用を定めた法律に抵触すると言われており、実現可能が不安。構造物撤去の可能性もはっきりと記述すべき。	従来の事業との違いは、1(2)アにおいて、3つの視点を明確にした新たな取り組みである旨記述しております。
	・各組織や各主体の権限、責任が不明確。	自然再生推進法は、構造物の撤去を直接の目的とした法律ではありません。構造物を撤去する方法をとることもありますが、具体的には地域の自然再生協議会で十分議論されるべきものと考えます。
	・研究者の育成や地元環境保全活動の支援が急務。	国、地方公共団体、実施者の責務については、法第4条及び第5条に規定されているとおりです。
	「自然」や「再生」の意味が立場によって異なるおそれがある。	御指摘の点に関しては、1(2)カにおいて、「自然再生の実施に際しては…必要な財政上の措置を講ずる」と述べています。また、人材育成については5(2)に記述しています。
	政府の役割を果たすための人員確保の必要性と手段について、具体的な検討と記述が必要。	用語の定義については、法第2条に規定されており、「自然再生」の考え方については、基本方針1(2)に記述しています。
	・自然保護を優先する項目を書き加えるべき。	人員の確保の必要性に関しては、今後の運用状況を見つ、検討させていただきます。
	・「関係する個別法との関係において、本来の目的が果たせられない地域にあっては、個別法の適用を除外できるような措置について、関係省において協議するものとする。」	「生態系の保全の取り組みを推進すべき」ことについては、1(2)で記述しています。
	・都道府県が地域の自然環境の特性や関係機関の施策等に対応した自然再生に関する基本的な計画を策定することとし、この計画に基づき自然再生事業を実施する仕組みとすること。 ・都道府県が、自然再生事業実施者、地元市町村、NPO等関係者の意見を聴取し、自然再生を推進すべき地域を指定し、当該地域において自然再生事業を実施するものとする。	自然再生推進法には、御指摘のような規定はありませんので、個別法の適用を除外することはできません。
	・都道府県が、自然再生全体構想や自然再生事業実施計画の作成に当たり必要な助言指導や総合的な調整を行うとともに、事業実施段階で適切な評価や進行管理を行う仕組みとすること。	自然再生推進法は、地域の自主性を尊重したボトムアップの仕組みにより自然再生の推進を図るものです。このため、都道府県が基本計画を策定したり、事業を推進すべき地域を指定するなどの、トップダウンの形にはなっていません。
	・自然再生基本方針において、あまりにも詳細に手続と内容を決めている。国の基本方針は法律そのものか、数行の骨子を越えてはならず、それより詳細な指示は自治体事務やその他の民間団体の事業への過度の介入となる。 ・自然再生基本方針は大枠に留め(法第7条第2項第1号～第5号)、詳細規定と具体化は地方自治体の条例にゆだねる余地を広くとっておくべき。	自然再生推進法には、都道府県を始め関係地方公共団体が必ず参加し、全体構想や実施計画に係る議論が行われます。また、法第9条に基づき都道府県知事は実施者から実施計画と全体構想の写しの送付を受けた際に必要な助言をすることができます。
	・最も悪質なものは「自然再生事業を推進する手法」である。実施者には、公的機関から請け負う営利企業がほとんどを占めるが、この実施者が実施計画を作ってしまうと、協議会は法的に、事業中止とする権限は持っていない。	自然再生基本方針は、法第7条に基づき、自然再生に関する施策を総合的に推進するため、自然再生事業の考え方や各地域で実際に取り組みを進めるに当たって必要な手順など基本的な事項に限って定めたものです。
	・自然再生の概念に「持続可能な人類社会に必要な不可欠の、健全な生態系の保続」という意味を埋め込むことが必要。	「実施者」は、自然再生事業を実施しようとする意思を有する者であって、単なる請負者は該当しません。また、基本方針3(5)において、事業の中止を含め実施計画の見直しについては、協議会での十分な協議の結果を踏まえる旨、記述しました。
	・地域の自主性、主体性の尊重も重要だが、自然再生のような問題こそ国が中心となって進めていくべき。公務員に環境専門の職を作るとか、国がバックアップする姿勢をもっと強く出すことが必要。	御指摘の趣旨は、基本方針の1(1)及び(2)に記述しています。
	・予算化に係る記述が必要。	自然再生推進法は、地域の自主性を尊重したボトムアップの考え方を採用しています。国のバックアップが必要かも含めて地域の判断と考えています。
	・技術と専門職技術者の役割を定め、その活用を明確化するよう求める。	ご意見の趣旨は、基本方針1(2)カに「財政上の措置」について記述しています。
	・学識者・研究者・技術者・コーディネーターなどの専門家の育成を盛り込むことを提言する。(56)	自然再生の技術に係る知識を有した者は、自然環境に関し専門的知識を有するものとして位置付けられるものと考えます。
	・公開する情報は、事業計画やモニタリングだけでなく、協議会名簿や事業規模、受注業者等実施に関する事を含めるべき。	御意見の趣旨は、基本方針5(2)に記述しています。
		自然再生全体構想や自然再生事業実施計画に書かれる事項(法第8条及び9条参照)は公表されます。また、その他公開する情報の具体的内容については、各自然再生協議会において協議されるものと考えます。

【個別意見】

該当箇所	意見	回答
p1 1 自然再生の推進に関する基本的方向	[1]自然環境劣化の現状及びその原因を具体的に述べること。 [2]わが国の自然環境が、極めて危機的な状況にあることを量的にも明らかにすること。	基本方針の1につきましては、現状における基本的な認識を簡潔に記述しています。

(1)わが国の自然環境を取り巻く状況	[3]日本列島全体における明確な保全目標を設け、個々の再生事業について定量的な評価が可能のようにすべき。設定すべき具体的な目標としては、絶滅動物の再導入も含めた目標を設定すべき。	自然再生推進法は、地域の自主性を尊重したボトムアップの仕組みにより自然再生の推進を図るものであり、日本全体で具体的な目標を定めるという方式とは異なっており、具体的な目標は、地域の状況に応じて立てられるものと考えます。	
	[4]自然の損失は現在進行形及び未来形でもあり、2段落目「その結果。」を「また、現在もお悪化を助長する計画が継続、あるいは新規に開始されることにより、」とする。	法律第2条において、自然再生は「過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻す」と定義されており、現在あるいは今後行う環境配慮とは区別しています。	
	[5]「循環」は「物質循環」とすべき。	御指摘を踏まえ、文意を明確にするよう修正しました。	
	[6]自然環境の人間にとって有用な価値について、いくつか例を挙げて述べているが、これに関わる文を以下のように修正すべき。「また自然環境は社会、経済、科学、教育、文化、芸術、スポーツ、探検、レクリエーションなど様々な観点から人間にとって有用な価値を有しています。」	御指摘を踏まえ、「文化」の観点を追加しました。	
	[7]手入れ不足等による植生などの変遷は自然回帰の現象であり、並列は不適当。	人為により長い間維持されてきた二次的自然が、維持されなくなるにより放棄され、野生生物の絶滅のおそれが生ずるなどの問題が起きています。生物多様性の観点から、二次的自然も再生すべき対象となりえると考えます。	
	[8]自然災害に係る記述について、自然災害への備えとして自然環境を改変してきたこと、その「改善」=「悪」でないという事実を述べたいのであれば、そのように記載すべき。 [9]自然災害に言及した文を以下のように修正すべきです。「わが国は、その地史や気候等を背景として、多様で豊かな自然環境を有しており、私たちは様々な恩恵を享受しています。一方、私たちは、地震、台風、豪雨、猛暑、暖冬、渇水などによる自然災害等への備えを怠ることはできません。」 [10]安全性と生活水準に関する以下の文に4文字追加すべきです。「戦後、高度経済成長期を経て自然災害に対する安全性や物質的な生活水準は向上してきましたが、一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の増大により、自然環境に大きな負荷を与えてきたことも確かです。」	御指摘を踏まえ、1(1)を修正しました。	
	[11]生物の多様性と固有性を認識することが重要。	ご意見を踏まえて、1(2)を修正し、「地域に固有の生物の多様性の確保」を行うべき旨の記述を追加しました。	
	[12]流域単位の視点が必要。	ご意見を踏まえて、1(2)を修正し、流域単位の視点など広域性を考慮する記述を追加しました。	
	[13]自然環境が損なわれた原因として「自然資源の過度の利用」が強調されすぎている。適正な自然資源の利用についてまで消極的になりかねない。	当該項目においては、人為の働きかけがなくなることによる自然環境の変化についても記述しており、「過度の利用」のみを強調しているわけではありません。	
	[14]人工林や二次林も「自然」に含まれるのか？	人が手を加えることにより成り立っている人工林や二次林についても、自然環境に含まれます。	
	p2 (2) 自然再生の方向性	[1]自然と共生する社会に関する文に以下の1節を追加すべき。「現在、自然と共生する社会の実現と地球環境の保全が、共生の意味を問い直すことも含めて、重要な課題となっています。」	当該項目においては、法第1条の目的の中から文章を引用して記述していますので、このままの表現とするのが適当と考えます。
		[2]「保全」こそが幹であり、そのための基礎的な調査とその後のモニタリングが最も重要であることは特筆されるべき。 [3]自然環境を守るためには、既存の自然の保全が原則であることを明記すること。 [4]「一方」と言う表現では文脈の関係が不自然であり、「同時に」あるいは「加えて」とすべき。	御指摘の点を踏まえて、1(2)の第1段落を修正するとともに、第2段落の「一方」を「同時に」に修正しました。
		[5]視点を4つに増やす。「現在、実施中または計画中の社会経済活動等で生態系その他の自然環境が損失または破壊されるおそれがある場合、関係者が、当該活動等の価値と、未来世代にわたる生態系その他の自然環境の価値を比較考慮することができるよう、当該活動主体が積極的に説明責任を果たすべきこと。」 [6]上記 にさらに として「住民側・行政側・その他関係する個人や団体の方々へ、共通の達成すべき将来像と、達成時期を設定させる。」を加えて、視点を5つにする。	法律第2条において、自然再生は「過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻す」とされており、現在あるいは今後行う環境配慮とは区別しています。 また、「達成すべき将来像」「達成時期」に関しては、基本方針3(2)の全体構想の内容の中で記述しています。
		[7]アとイの間一つ追加し、イをウ以降へずらす。イには、自然再生事業を行おうとする地域に隣接して行われている経済活動等が自然再生に影響する場合、事業主体間で十分協議し、費用対効果を慎重に検討することを明記する。	御指摘の点を踏まえ、自然再生と地域の社会経済活動等の連携についての記述を追加しました。
[8]自然再生の方向性の4を追加し、事業を行うについて全体として環境破壊を伴わないものとする旨の条項を追加すべき。(人工海浜をつくる場合に、その砂をどこから持ってくるのか、あらたか環境破壊をもたらさないのか)		御指摘の内容の趣旨については、基本方針3(3)エに記述しています。	
[9]再生対象地域の決定に当たっては、地球規模で移動する野生生物の生態学的特性や集水域等の地理的特性といった広域的観点によることを明確にすること。		御指摘の点を踏まえ、地球規模で移動する野生生物の生態学的特性等の広域的観点を記述を追加しました。	
[10]国全体の視点に立った、現存の自然と再生すべき自然に関する目録に基づいて行われなければならないことを明記すべき。		自然再生推進法は、地域の自主性を尊重したボトムアップの考え方を採用しています。	
[11]「自然環境」の定義を明確にすることが必要。		自然環境がどのようなものであるかは、基本方針1(1)に掲げており、また、自然再生の定義については法第2条に記述されています。	
[12]自然再生を目指す観点には、科学的に根拠をもった目標到達点を明確にすべき		ご意見を踏まえて、1(2)ウを修正し、科学的知見の十分な集積を行う旨の記述を追加しました。	
[13]生物の多様性は地域毎の固有性にあわせて確保されるべきことを記述すべき。		ご意見を踏まえて、1(2)を修正し、「地域に固有の生物の多様性の確保」を行うべき旨の記述を追加しました。	

	[14]「その他の自然環境」が何を指すのか不明確。	「その他の自然環境」には、景観や野生動植物の種が該当します。
視点	[15]ラムサール条約締約国会議の決議「湿地復元の原則とガイドライン」の原則を一般にもわかりやすい言葉で書き込むべき。	基本方針では、「科学的知見に基づく実施」「順応的な進め方」など、ラムサール条約締約国会議の決議「湿地復元の原則」も踏まえた記述としています。
視点	[16]「絶滅のおそれのある種が発見された場合は、その生物の回復計画を立てること」を加えるべき。	種の回復計画は、生態系その他の自然環境の再生に含まれるものと考えます。具体的な取組は地域の状況毎に異なるものと考えます。
	[17]「地域固有の生態系回復」が本法の核心であり、そのための方向性はただ一つ。「地域固有の生態系の回復は、地域住民に主体性を持たせること。」を特筆しておくこと。	御指摘の趣旨を踏まえ、1(2)を「地域の多様な主体の参加・連携により進めて行くべき」と修正しました。
	[18]各地域が独立して事業を進めることは問題であり、他の地域との有機的なつながりについて、視点の中に掲げるべき。	御指摘の趣旨を踏まえ、1(2)に生態系同士が密接な関係を有していることを踏まえ、広域性考慮する必要がある旨追加しました。
	[19]ここで指す「地域」とは、具体的にどの程度の範囲を指すのか？	「地域」の範囲は、対象とする生態系毎に異なります。
	[20]「地域に固有の生態系」とは、原生や潜在植生に近い自然か、それとも人の干渉を優先した状態を指すのかあいまい。	原生自然環境だけでなく、里山等人為により成立している生態系も含まれます。
	[21]地域によって取組が違うのでは意味がない。絶滅危惧種がいる地域等は環境省が強制的に自然を再生させるべき。	自然再生に係る基本的な方向性をこの基本方針で定めませんが、具体的な取り組みは地域の状況毎に異なるものと考えます。
視点	[22]十分な科学的・学術的研究がある地域を対象とすることを記述すべき。	ご指摘を踏まえて、1(2)ウを修正し、地域における知見の把握に努める旨の記述を追加しました。
	[23]生態系の複雑さと非正常性に言及した文を以下のように修正すべきです。「遷移と自然攪乱の均衡などにより、複雑で絶えず変化することによって維持されている生態系その他の自然環境を対象とすることを十分に認識し、科学的知見に基づいて、長期的な視点で順応的に取り組むべきこと。」	基本方針は平易で分かりやすい表現とするため、このような記述としていくところとします。
	[24]「その他の自然環境」が何を指すのか不明確。	「その他の自然環境」には、景観や野生動植物の種が該当します。
p2 ア 自然再生事業の 対象	[1]「過去に行われた事業や～」の事業主体が国・県事業も含めることを明記すべき。	事業主体としては、国・県がありますが、自然再生推進法は地域の自主性を尊重したボトムアップの考え方を採用しており、国・県の事業だけを様々な主体の例示として出すのは、相応しくないと考えます。
	[2]「近くに創出する代替措置として～」は、後述の「創出」と混乱するので、「作出」とすべき。	代償措置については、環境影響評価法の環境保全措置指針において「創出」という表現が用いられているため、基本方針においても同様に用いています。
	[3]自然再生事業は、その予測不完全を考慮して、十分な調査・研究の行われている地域を対象にすべき」と明記すべき。	ご指摘を踏まえて、1(2)ウを修正し、地域における知見の把握に努める旨の記述を追加しました。
	[4]以下の概念を追加。「人間の生活活動上、必要があるため国や地方公共団体が講じてきた施策の中で、今日まで人間が加えてきた手法を取り除くことによって自然に元の状態に戻すことが可能となる地域に置いて、失われた生態系や景観を戻そうとする再生(可逆的な開発)を含む」	御指摘の点は、1(2)ウの「自然の復元力に委ねる方法も考慮」に含まれるものと考えます。
	[5]「保全」「再生」「維持管理」を定義した文を以下のように修正し、そのあとに1文追加すべきです。「その中には、良好な…(中略)…、再生された自然の状態を長期間にわたって維持するために必要な行為としての「維持管理」を含みます。いずれの場合も、継続的なモニタリングにより再生事業が初期の目標と合致していることを確認しつつ順応的に進めていく必要があります。」	モニタリングの必要性については、1(2)エの順応的な進め方に記述しています。
	[6]既に設置されている構造物の撤去などもあり得ることを含めるべき。	構造物を撤去する方法をとることもありますが、具体的には地域の自然再生協議会で十分議論されるべきものと考えます。
	[7]自然再生事業は、誰が、どのような法律「強制力」により、あるいは自発的に行うものを想定しているのか、本方針の「適用範囲」を明らかにするべき。	自然再生事業は、自然再生推進法で定められた手続きに沿って、地域の自発的な取り組みにより、多様な主体が関わって進められることとされています。
	[8]法が「再生」の範疇として掲げる「保全」のイメージを、もっと具体的に記述すべき。	「保全」については、1(2)アにおいて、「再生」「創出」「維持管理」の並びで記述しております。
	[9]代償としての安易な「再生」が乱開発の口実とされてきた現実を踏まえ、そのことがわが国の自然を危うくしてきた歴史についての反省を記述するとともに、今後のあり方として、端的に、完全な自然の復元は困難であり、保全こそが第一義的に重要であるとして、「再生」をあらたな開発行為の取引材料としてはならないことを明記すべき。	御指摘の点を踏まえ、1(2)において、「生態系の保全や生物種の保護のための取組を推進すべきことはもちろん」という文章を追加しています。
	[10]代替措置も含めるべき。	自然再生は、「過去に損なわれた自然環境を取り戻す」ことが目的ですので、これから行われる代償措置については、対象となりません。
	[11]関連法令との整合性を図り、産業活動の停滞を招くことの無いよう留意すべき。	法第6条において、「他の公益との調整」に係る規定があり、具体的には各協議会において、地域の状況に応じて調整が図られるものと考えます。
	[12]事業や人間活動等の何が自然を損なう原因だったのか、流域全体の視野に立って科学的に解明することが必要。	科学的知見の重要性については、1(2)ウにおいて記述しています。
	[13]自然再生事業の対象としての「保全」が、本案の通りであれば、二次的自然の積極的管理が該当しなくなるのではないかと。法文の目的に異なる。	二次的自然であっても、適切な管理により良好な状態が維持されていれば「保全」の対象となり、管理の継続が自然再生事業となるものと考えます。
	[14]保全すべき地域に「再生」や「創出」を行わないよう、マニュアルづくりや対象地域のゾーニングといった実施前の手続きが重要。	御指摘の点は、各地域の協議会において、具体的な検討が行われるものと考えます。

	[15]本事業は、疑似自然に傾いている感がある。保全>再生>創出であり、可能な限り人工色を廃すべき。	自然再生の方法としては、各手法に優先順位はなく、地域の状況に応じて検討されるべきものと考えます。
	[16]「自然再生事業は～創出する代替措置ではない」と「自然生態系を取り戻す行為としての「創出」を含む」は矛盾するのではないか。	過去に損なわれた自然を、「創出」という手法を含んで取り戻すことが自然再生であり、これから行う行為に伴い行われる代償措置とは区別しています。
	[17]もともと自然がなかった場所における自然創出には慎重な対応が必要。	1(2)エの「順応的な進め方」に記述しているとおり、「創出」を含め、自然再生事業を行う場合には、周辺環境に影響が及ばないよう、慎重に進めることとしています。
	[18]創出には、長期的な計画と入念な効果分析を平行して行うことが必要。	1(2)エの「順応的な進め方」に記述しているとおり、「創出」を含め、自然再生事業を行う場合には、効果を評価しつつ順応的に進めることとしています。
	[19]「創出」は公共事業になりかねない恐れがある。昔はどのような自然環境であったか理解した上でどのような自然生態系を取り戻すのか検討することが必要。	自然再生事業は、公共事業であるかに関わらず、行われる事業です。御指摘のとおり、昔の自然環境を理解して検討を進めることは重要であり、1(2)ウに科学的知見に基づいて実施する旨、記述しています。
	[20]実施者が協議会を立ち上げ、事業に参加する人がそこに集うという形で進められるため、どのような事業でも、協議会で「これは自然再生事業である」と宣言すれば進められると言う問題がある。	協議会には、関係行政機関及び関係地方公共団体が必ず参加することとしておりますので、協議会において適切な議論が進められるものと考えます。
	[21]「自然再生の対象」に絶滅種の再生も含めてほしい。オオカミの再導入など。	自然再生推進法において、「自然再生」は過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的としたものと定義されており、個別の種の回復そのものは含まれておりません。
	[22]創出とのことだが、その地域の自然生態系を取り戻す際には、地域に存在した種類を持ち込むだけでなく、出来る限り、近隣の地域からそれを持ち込むことにより、遺伝的にも地域にあったものにしていただきたい。	御指摘の点を踏まえ、3(3)エに生物の導入で地域の生物多様性に悪影響を与えることのないよう配慮する旨の記述を追加しました。
	[23]自然再生の目標時点・基準を明確にする必要がある。	地域の自然再生の目標については、3(2)ウに記述しています。
p2 イ 地域の多様な主体の参加と連携	[1]「自然環境に関し専門知識を有する者」は、「保全生態学の研究者等自然環境に関し専門的知識を有する者」とすべき。	「自然環境に関し専門知識を有する者」の専門分野は幅が広く、地域の自然特性に応じて必要とされる分野があるものと考えられますので、ここでは特段の例示をしないこととしております。
	[2]多様な主体のうち、自然保護を目的とした全国的または地域的なNPOやNGOと地域住民が再生の主体としては第一義的に重要であり、関係行政機関や関係自治体はその援助が主要な側面であることを明記すべき。	法律上、自然再生事業の実施者としては各主体は同じ並びです。関係行政機関や関係自治体の援助については、1(2)カ及び5において、その内容を記述しています。
	[3]「地域」に該当しない主体は参加できないのか？	地域に所在していなくても、地域で活動している場合には、その主体は参加できるものと考えます。
	[4]事業とモニタリングの把握と評価を、環境省で一括管理すべき。	事業とモニタリングの把握と評価については、地域の協議会でを行うこととなります。
p2 ウ 科学的知見に基づく実施	[1]3行目「自然環境が自律的に存続できる」は不適切。「人間の管理を受けずに」に改めるべき。	生態系としての機能が再生した場所において自律的に存続できるようにすることが必要と考えます。このため、機能維持のための管理は行うものではありませんが、例えば、移入種を排除する管理が必要な場合なども想定され、外的要因に対して手を加えるような管理があり得ます。
	[2]「再生された自然環境が自律的に存続できる方法」が本来の形であり、「含め」にとどめるべきではない。	里山における二次林の再生などを行った場合には、人為的管理を継続する必要がありますので、このような表現としています。
	[3]「自然再生事業は、自然再生事業の必要性や方向性に関して十分な学術的研究がある地域を対象にする。」ことを追加。 [4]本文の最後に次の文を追加。「しかし一方、現在の生態学は研究途上にあることを踏まえ、得られた科学的データを偏重することがあってはならない。」	御指摘を踏まえ、1(2)ウにおいて、「科学的知見の十分な集積を基礎としながら」という文を追加しました。
	[5]工事等を行うことを前提とせず、自然の復元力に委ねる方法を検討すべき。	自然の復元力に委ねることは重要ですが、自然再生を円滑に進めるために必要な工事があるものと考えます。
	[6]データの解釈については、可能な限り多岐にわたる専門家からの意見聴取が必要。 [7]経験則に照らして有効な手法は、科学的に証明されていなくても取り入れるべき。現場の知識を十分反映すべき。	御指摘を踏まえ、1(2)ウに、「地域における経験と実績に基づく知見の把握に努める」という記述を追加しました。
	[8]工事の手法を取り入れる場合には必ずアセスメントを実施すべき。	御指摘の趣旨については、3(3)イに記述してあります。
	[9]人が手を加えていくものも「自然」なのか？	里山において人が手を加えることによって維持されてきた二次的自然環境なども「自然」です。
p3 エ 順応的な進め方	[1]自治体の法的権限や住民自治の判断を侵犯していると思われるので、「環境アセスメントや環境諸法の手続、及び土地利用計画、緑の基本計画その他の環境保全計画、森林整備計画、街づくり計画、各種マスタープラン、市町村基本構想総合計画などを全て順守しつつ」という条件付けが必ず書かれていなければならない。	自然再生基本方針については、自然再生推進法第7条に基づき、基本的な事項について記述しています。
	[2]「自然再生事業の中止を含め」とあるのは「自然再生事業の中止、原状回復を含め」とすべき。途中でとまったままでは済まない場合もある。	ご意見を踏まえ、1(2)エに、「中止した場合に周辺へ影響が及ばないようにする」旨修正しました。
	[3]順応的取り組みに関する段落のあとに、以下のように段落を追加すべき。「自然再生事業は、複雑で絶えず変化する…(中略)…これを当該自然再生事業に反映させる順応的な方法により実施することが必要です。その時点で知り得る科学的知見の限界から事業計画がある科学的仮説に基づいて行われる場合には、事業計画の合意をより慎重に行い、事業によって想定される許容される事態を列記し、モニタリングを通じて事業の中でその仮説の妥当性を吟味しつつ、順応的に仮説を含めて計画を修正することが必要です。可能な限り自然環境条件などによってそれが満たされないリスクを評価することも奨励します。」	御指摘も踏まえ、順応的な進め方によることが重要である旨を追加しました。

	[4]自然再生事業についても、自然影響評価の手続きを行うべき。規模の小さなものも対象とし、市民から情報の収集を図る「参加型アセス」であるべき。	3(3)イにおいて、自然再生事業の内容について、事前の調査を行い、十分検討する旨記述しています。また、2(2)ウにおいて、協議会の運営に当たり、必要に応じ外部からの意見聴取を行う旨述べています。
p3 才 自然環境学習の推進	[1]「保全活動への参画」を「自然再生事業のすべてのプロセスへの参画」とすべき。	「保全活動への参画」については、自然環境学習全般について必要な事項を述べたものです。自然再生事業については、御指摘のとおり、様々なプロセスに参画することは重要と考えます。
	[2]学習の内容例示に関しては、「地域の自然特性の把握や事業実施の必要性、再生技術などに関して」も含めるべき。	御指摘の点を踏まえ、学習の内容例示を追加しました。
	[3]回復過程のみならず破壊の原因についての学習も重要。	ご指摘の点は重要であると考えますが、具体的な内容は、地域毎に決められることと考えます。
	[4]小中学生に特に積極的に普及啓発活動を行う旨と、それに伴い、文部科学省との連携を強化する旨を基本方針に盛り込むべき。 [5]学校教育の一部と直結させるのはどうか。	御指摘の点を踏まえ、学校教育機関を始め、「関係機関との協力と連携」を追加しました。
	[6]事業実施箇所すべてに例外なく環境学習を当てはめるような表現は不適当。	自然再生事業が、自然環境学習に活用されるよう配慮する必要がある旨を記述しており、例外なく当てはめるものではありません。
	[7]エ頂とのギャップが大きく違和感がある。自然再生に飛び石ピオトープの場所としての利用や人的ネットワークが必要など、意味づけが必要。	「自然環境学習の推進」につきましては、法律に規定されている基本方針として定めるべき事項とされています。
	[8]オーバーユースやマナーの問題があるため、環境学習のルールづくりが必要。	御指摘の点を踏まえ、ルールづくりについて追加しました。
	p3 カ その他自然再生の実施に必要な事項	[1]湿地の再生に関しては、集水域単位で検討すべきことを明記すべき。
[2]ラムサール条約締結国会議の決議・ガイドラインなど、そうした国際的な取り組みの前進を踏まえ、国際的な経験に学びながら行わなければならないことを明記すべき。		今後の運用に当たっては、国際会議の決議や海外事例などについて情報発信をすることとしています。
[3]水系のつながりなど広域的な視点から、生物学的時間をかけて、総合的な手法で進められる必要があり、これまでの公共事業が地域割り、単年度割、行政区分割であった事を打破する新しい取り組みが求められることを明記すべき		広域的な視点については、1(2)に追加の記述をしました。また、行政間の連携については、5(5)に記述しています。
[4]広域的に連帯した事業主体の構成や、財政的裏づけを可能にする仕組みが求められることを明記すべき		広域的な連携については、5(5)に記述しています。
[5]渡り鳥・回遊魚・海獣類などへの配慮に関する文に以下の4文字を加えるべき。「なお、自然再生に当たっては、地球環境保全に寄与する観点から、地域の実情に応じて、地球規模で移動する野生動物の生息地・中継地への配慮や温室効果ガスの排出を低減した工法の採用、二酸化炭素の吸収源となる森林の適正な管理等を通じた地球温暖化対策への配慮が必要です。」		御指摘のとおり、修正しました。
[6]普及啓発にかかわる文に、以下の4文字を加えるべき。「国及び地方公共団体は、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NPO、専門家等の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を行うこと。」		当該基本方針は、自然再生について記述することとしておりますので、このような表現としております。
[7]「自然再生を効果的に進めるためには」のあとに、「...のように推進することが必要」と様々な事業に共通する一般的表現が必要。農林水産業が強調されず。		農林水産業に関する記述は、法第16条「地域の環境と調和のとれた農業」の記述を踏まえてのものです。
[8]「農林水産業が本来、自然の物質循環機能に依存した持続的な生産活動」の「持続的な」は削除すべき。		本来の農林水産業は持続的な生産活動ですので、このような記述としています。
[9]農林水産業の関与の中に、「野生生物を安易に駆除せず、被害防止対策を充実させる」旨、付け加えるべき。		被害防止対策は、自然再生基本方針に記述するというよりは、鳥獣対策の観点から行うべきものと考えますので、ここでは記述していません。
[10]農林漁業者は自然環境の専門家ではないので「～の知見を尊重しながら…」は「～の知見を取り込みながら…」とすべき。		農林漁業者の知識は、地域における経験と実績に基づく知見として重要ですので、「尊重」という表現にしています。
[11]一次産業が環境保全の主役を担ってきたことを記述しているのは賛成だが、それが「政府が法的整備を怠ってきたために有効な環境保全とならず、悲惨な現況を生み出した」と付記する必要がある。それに続いて「今では一次産業の衰退で、その力を借りて環境の回復を図ることが困難になっており、今後は地域住民を主役とした自然回復の方途を開いてゆかなければならない」と方向を明示すべき。		ここでは今後の自然再生と農林水産業との調和について述べています。
[12]「農林水産業を推進する」の主語は何か、明記するべき。		ここでは農林水産業に係る一般的な認識を述べています。
[13]農林水産業に関する記述の中で、以下の3文字を追加すべき。「さらに、自然再生を効果的に進めるためには、農林水産業が…(中略)…漁場環境の再生状況に応じた漁法と漁期の設定など、地域の環境と調和のとれた農林水産業を推進することが必要です。」		御指摘の点を踏まえ、「漁具の選定や」を追加しました。
[14]「その他」として掲げるには、様々な要素が列挙されているので、整理統合が必要。		ここでは、その他として、法第16条の「自然再生に関するその他の措置」を踏まえて整理しているため、このような項目を記述しているところです。
[15]全国的な事例などの情報提供に努める必要があると指摘されているが、情報提供の前に調査が必要、人工海岸については、事例を調査し手法を確立するまでは、この法律による自然再生は控えるべき。		地域の自然環境に応じて、各事業毎に事前の調査が行われることになっており、そのような調査の結果が蓄積されることにより、様々な手法の精度が高まることが期待されています。
[16]昔ながらの農林水産業の積極的な保全についても記述してほしい。		1(2)力の農林水産業に関しては、御指摘の趣旨を含め記述しています。
[17]木酢液や昆虫が「農薬」と規定されたことと、この基本方針で農薬の使用削減を述べていることは矛盾しないか。		ここでは、環境に対して何らかの影響のある農薬について、一般的な用語として使用しています。

p4 2 自然再生協議会に関する基本事項	[1]専門的知識を有する者の確保が望ましいではなく、「不可欠である」と記述すべき。	御指摘の点を踏まえ、「特に重要である」と修正しました。
	[2]自然再生協議会への参加は「人選」ではなく、事業に参加・賛同する人は誰でも参加できるという考え方は重要であるため、明確に記述すべき。	御指摘の点は、2(1)アに記述しております。
	[3]多様な主体のうち、自然保護を目的とした全国的または地域的なNPOやNGOと地域住民が再生の主体としては第一義的に重要。	御指摘の点は重要と考えますが、法律上自然再生の主体としては、多様な主体はすべて同列に扱われております。
	[4]メンバーは公募制とし、利害関係のない第三者を必ず入れ、公平性を監視するオブザーバーを入れるべき。	協議会の組織化の手法については、地域の状況に応じて異なるものと考えられます。また、協議会は原則公開で透明性を確保することとしておりますので、外部からの監視は可能と考えます。
	[5]実施者として想定している範囲についても、あらかじめ明らかにするべき。	自然再生は、地域の発意による事業であり、自然再生事業を実施しようとする者として、法律上、その範囲は定められておりませんので、基本方針でも記述はしないこととしています。
	[6]協議会では、協議会自体の設置期限も予め決めるべき。あわせて、協議会が解散した後、構想に手直しが必要な場合について、「改めて協議会を開催する」と明文化すべき。	2(2)エにおいて、協議会の継続実施の方法に係る協議をするよう記述しています。
	[7]原文では経済効果についての公益も含まれ、公益との調整の結果、再生事業は難しいという結果になるケースも多発すると思われるため、公益の内容について限定した方がよい。	公益との調整は、地域の状況により、地域の協議会において行われますので、あらかじめ限定することはできないものと考えます。
	[8]本来、実施者は、協議会の外にいて、実施計画を協議会に提出し審査を受けるという手続を想定すべきであった。しかし、実施者自身が協議会構成員であり、当然に協議会のイニシアティブを取ることができない。自然再生事業の公益性や公平性は期待できない。この仕組みの中で、公正で公益あるものとするには、基礎的自治体がこの協議会の主役となり、キーマンの位置につくことが必要。この部分は地方自治体の条例で決められるので、そのことを明記しておく必要がある。また、会議の議長が構成員の互選となることも条例に委ねるべき。また、事業の中止を含めた決定権が協議会にあることもここに明記しておくこと。	御指摘の点は、2(1)ウに定められているとおりです。
	[9]協議会の決定に関し、不服のあるものは裁判所に訴えることのできる規定を設けるべき。	自然再生推進法には御指摘のような規定がありませんので、基本方針においても特段の記述はしておりません。
	[10]「その他の公益との調整に留意して」を再生事業が、その他の公益との調整の中でも優先して考慮されるように検討するとすべき。	公益性については、一律に優先度をつけるものではなく、地域の状況に応じて検討されるべきものと考えます。
	[11]機能的な協議会の編成を(国が)リードする必要がある。	自然再生推進法に基づく自然再生は、ボトムアップの考え方に基づき行われる仕組みであり、国が主導する性格のものではありません。なお、国は、協議会に参加して必要な協力をを行うこととしています。
	[12]協議会にもメールなどで意見ができる場を作って欲しい。	御指摘の点は、今後、各協議会において判断されることと考えます。
[13]少数派が無視、排除されないよう、多様な意見の反映が保証できる配慮が必要	御指摘の点は、2(2)アに記述しています。	
[14]再生の対象となる自然の認識については、現地に関わりの深い者の意見を必ず取り入れるとともに、その意見を公開すべき。	御指摘の点を踏まえ、1(2)ウに地域の知見の把握に努める旨の記述を追加しました。	
[15]実態を把握している専門家と自然保護活動をする運動家を中心に、根本から自然再生できるようにすべき。	御指摘の点は、各協議会に委ねられていることと考えます。	
p4 (1)協議会の組織化	[1]誰に対し、どのような意思表示をすれば協議会に参加できるか明文化すべき。	協議会の組織化に係る留意事項については、2(1)に記述しています。
	[2]実施者から協議会組織化の要請があった関係行政機関及び関係地方公共団体は、一定の期間内に組織化に応ずるか否かを明確にすること。	御指摘の点は、今後の運用に当たって、参考にさせていただきます。
	[3]行政機関が相談にのる程度ではなく、もっと積極的な関わりをもてるような文言にかえるべき。	2(1)ウに記述しているとおり、関係行政機関は、構成員として協議会に参加することとされています。
	[4]立候補を受け付けること、不適切な候補に対して一般住民やNPOなどから異議を述べられるようにすること、この異議に対する実施者の応答、説明義務や立候補者に対する不選任の場合の説明義務を明記すること。	協議会の運営方法については、各協議会毎に検討されるべきものと考えます。また、住民等からの異議が出た場合については、外部からの意見聴取等でも対応すべきものと考えます。
	[5]「公平な機会」が担保される方策がない。第三者機関のチェックが必要。	協議会の運営方法については、各協議会毎に検討されるべきものと考えます。
p5 (2)協議会の運営	[1]「協議会に参加していない住民・団体・権利者・専門家の批判的意見を、広く受け入れて討論の機会を設け、協議会内の審議のみで独善的に事業実施計画が決められて行くことがないように努める」旨の記述が必要。	御指摘の点も踏まえ、必要に応じ外部からの意見聴取を行う旨、修正しました。
	[2]一般住民やNPOなどから自由に意見を述べられることとし、これに対し、協議会は応答義務があることを明記すべき。	
	[3]「望ましい」を取り除いて、基本方針として明確に打ち出すべき。	御指摘の点を踏まえ、「重要である」に修正しました。
	[4]ウ:公開の内容を具体的に明記すべき。「協議会は傍聴したい者には誰でも開かれた会議とする。協議会の設置要項、構成員の名簿、協議会において配布される資料、議事録については、ホームページなどで誰でも閲覧できるように広く公開する。協議会に対して提出された資料やデータは協議会の構成員全員に配布する。」	どのような内容を公開するかは、地域毎の状況に応じて、協議会毎に定められるべきものと考えます。
	[5]協議会の原則公開については、具体的な公開の方法を明記すべき。	
	[6]協議会が原則公開であるべきは当然だが、その内容が十分ではないので、議事録の作成、公開の例外などを明示すべき。	
	[7]議事録は発言者を明記し、ネット等で公開すべき。	

	<p>[8]協議会におけるモニタリング結果の評価に関して以下の文言を付け加えるべき。「エ 自然再生事業の実施に係る連絡調整を継続的に行うための方法や当該自然再生事業の内容、不確実性を含めたその科学的前提の妥当性、目標設定の妥当性(リスクコミュニケーションを含む)、それを踏まえたモニタリング結果の評価及び評価結果の事業への適切な反映方法について協議すること。」</p> <p>[9]モニタリング結果の評価及び評価結果の事業への適切な反映のためには、事業者を除く構成員により協議会内に特別の体制を設けるようにすべき。</p>	<p>科学的評価の内容等については、地域毎の状況に応じて、協議会毎に定められるべきものと考えます。</p>
p5 3 全体構想及び事業実施計画の作成	<p>[1]全体構想の評価、調査方法を、具体的に明記すべき。</p> <p>[2]実施計画が含むべき事項に「個別事業の目標」「具体的な達成基準とその評価の方法」を追加する。</p> <p>[3]全体構想や事業実施計画においては、再生の目標、目的、到達基準をわかりやすく記載すべき。</p>	<p>具体的な目標や評価の方法等については、地域毎の状況に応じて、協議会毎に定められるべきものと考えます。</p>
	<p>[4]具体的なモデル・イメージが示されると理解しやすい。</p> <p>[5]自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関して、ボトムアップのイメージを具体化すべき。</p>	<p>地域毎に様々なパターンが生じてくるものと思われます。これらについて、情報の提供に努めます。</p>
	<p>[6]再生事業の採否を慎重に行うため、全体構想や事業実施計画には、失敗した場合の影響とどのような修復措置が必要になるのかについて記載すべき。</p>	<p>3(5)において、全体構想や実施計画の見直しを行うこととしておりますが、具体的な措置の内容については、各地域毎に定められるべきものと考えます。</p>
	<p>[7]禁止事項を設けて、有害廃棄物・産業廃棄物・化学物質を含有する循環資源は再生事業に用いてはならないと基本的事項に書いておくべき。</p>	<p>3(3)エにおいて、地域の生物多様性に悪影響を与えることのないよう記述しています。</p>
p6 (2)全体構想の内容	<p>[1]全体構想では、自然再生事業によって改変あるいは損なわれる既存の自然環境の扱いについても触れるべき。</p>	<p>全体構想の段階では、具体の事業に関する詳細な内容はまだ議論されないため、御指摘の点は、各事業の実施計画の作成において検討されるべきものと考えます。</p>
	<p>[2]ウ:「～る限り具体的に設定する」を「～る限り具体的又は定量的に設定する」とすべき。</p>	<p>定量的になるかどうかは、地域の状況により異なるため、地域の協議会において議論されるものと考えます。</p>
	<p>[3]厳しいアセスメントが透明性をもって実施されなければならないため、アセスメント手続との関係との整合を明示すべき。また、法的な整合性のみならず、基礎自治体の指導要綱にも従った環境保全手続を順守する旨の記述も必要。</p>	<p>協議会には関係行政機関、関係地方公共団体が参画することから、協議会において調整されるものと考えています。</p>
p6 (3)実施計画の内容	<p>[1]エ:「地域の生物多様性に」を「地域及び周辺の生物多様性に」とすとともに、外来種の導入を排除する方向を明確にする。(外来種導入による安易な再生を行わないため。)</p>	<p>御指摘の点を踏まえ、3(3)エに移入種に係る記述を追加しました。</p>
	<p>[2]「悪影響を与えることのないよう配慮する」は、「地域の生物多様性を取り戻す内容でなければならない」とすべき。</p>	<p>自然環境を取り戻すことが自然再生の目的ですので、ここではそのために十分配慮すべき事項について記述しています。</p>
	<p>[3]具体的に悪影響を与える事として「移入種、園芸種を用いた手法」を明記すべき。</p>	<p>御指摘の点を踏まえ、3(3)エに移入種に係る記述を追加しました。</p>
	<p>[4]わかりやすい言葉で最終目標・目的・達成基準として盛り込まなければならないことをここでも明記すべき</p>	<p>達成基準等については、地域の状況に応じて、協議会毎に議論されるべきものと考えます。</p>
	<p>[5]複数の事業実施計画を関連させた総合アセスメントを実施することとすべき。</p>	<p>自然再生の実施に係る具体的内容については、地域の状況に応じて、検討されるべきものと考えます。</p>
p7 (4)情報の公開	<p>[1]公開の方法を具体的に明記すべき。「公開についてはホームページ等を用いて誰でも閲覧できるようにする。またこれらについて一般市民からの意見や情報提供を受け付け、検討に反映させる。」</p>	<p>どのような内容を公開するかは、地域毎の状況に応じて、協議会毎に定められるべきものと考えます。</p>
	<p>[2]積極的な情報発信の必要性を明文化すべき。</p>	<p>当該箇所は、御指摘のような趣旨で記述しています。</p>
p7 4 自然環境学習の推進に関する基本的事項	<p>[1]この自然環境学習は、自然の回復過程等を学ぶ場であることから、自然環境学習を名目として過度な観察舎や遊歩道を整備し、自然破壊・自然再生の阻害にならないようにすべきであり、その旨記述すべき。</p> <p>[2](3)情報の共有:「教育機関」を加えるべき。</p> <p>[3]環境教育は、文部科学省の管掌事項であり、かつ、地域の自然に関する教育は、国ではなく地方自治体の教育委員会の専管事項。環境教育の振興は、市町村の教育委員会の活性化と切り離せない政策課題であり、3省の関係者もそれくらいの常識と現状認識は部外者であっても持っていてもほしい。</p>	<p>御指摘の点を踏まえ、1(2)を修正しました。</p> <p>「自然環境教育」は、項目として基本方針に盛り込むよう法律に定められています。また、環境教育は省庁横断的に取り組む課題と認識しています。</p>
p7 5 その他自然再生の推進に関する重要事項	<p>[1]「地域固有の生態系の回復」が本事業の目的と言っているのだから、地域を支援すること、中でも干渉しないこと、これが国の最も心すべき配慮であり、「支援し、干渉しない」というキーワードを必ず挿入し、それ以外の記述は極力簡単にする。</p>	<p>御指摘の趣旨のとおり、最低限必要な基礎的事項について、基本方針として記述しております。</p>
(1)自然再生推進会議・自然再生専門家会議	<p>[1]都道府県や市町村を含めた連帯の一層の強化を図るべき。</p>	<p>5(1)では国が行う事項を記述しており、地方公共団体との連携については、5(5)に記述しています。</p>
p8 (4)普及啓発	<p>[1]「環境が少なくなっている場合には…」とあるが、量的なことだけでなく質の変化の問題にも触れるべき。</p>	<p>御指摘の点を踏まえ、修正しました。</p>
p8 (5)広域的な連携	<p>[1]流域単位の視点を取り入れることが必要。</p> <p>[2]大都市圏だけではなく、「複数の地方公共団体にまたがる流域圏や沿岸域、湾」を含めるべき。</p>	<p>1(2)において、流域単位の視点などの広域性を考慮する旨の修正を行いました。</p>
	<p>[3]「広域に失われているところ」にだけ、連携を強調するのは違和感がある。</p>	<p>1(2)において、地域の社会経済活動流域と自然再生との連携を保つ旨の修正を行いました。</p>

他、いただいた意見は今後の運用にあたり参考にさせていただきます。